

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和6年10月8日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和6年10月8日（火） 14時25分～15時5分
開催場所	大会議室3-3
出席者職氏名	<p>【政策推進メンバー】 松永市長公室長、村山総合行政部長、豊島総務部長、松田政策推進課長、尾崎人事課長、川幡財政課長</p> <p>【担当部課】 佐々木収納管理課長、鈴木収納管理課主幹、小林収納管理課主事</p> <p>【関係部課】 中村福祉部長、近藤子ども・健康部長、滝田都市整備部長、今野教育政策部長、山崎上下水道部長、平田生活援護課長、奥田長寿応援課長、飯田子ども支援課長、杉田保育課長、渋谷保険年金課長、加藤建築開発課長、成田教育総務課長、佐藤上下水道総務課長 (計22人)</p>
欠席者職氏名	(計0人)
説明員職氏名	佐々木収納管理課長 (計1人)
議 題	志木市債権管理条例（素案）について
結 果	担当課の提案どおりとし、12月にパブリックコメントを実施する。
事務局職員職氏名	岩男政策推進課主査、村山政策推進課主事
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

2 審議事項

<志木市債権管理条例（素案）について>

- ・佐々木収納管理課長より概要を説明後、審議を行った。

○概要説明

（1）条例の目的

- ・現状、所属ごとに債権の管理に関して差があるため、条例の制定により目線や行動指針を揃えること。
- ・自力執行が行えない債権について、条例制定により債権放棄が可能となる。回収困難な債権について適切に債権放棄を行うことで、徴収可能な債権に注力できるようにすること。

（2）条例案の特徴

- ・滞納者情報について債権所管課の共有を行うことができる。（第6条）
- ・一定の要件を満たす債権については債権の放棄を行うことができる。（第7条）
- ・債権所管課による債権管理会議を開催し、債権管理に関する協議を行う。（第8条）

メンバー：債権管理会議はどのようなことを行う会議となるのか。

担当部課：各課の債権の状況共有する場を想定している。

メンバー：徴収方法などを共有する場になるとよい。

メンバー：条例には督促に係る条項はないのか。

担当部課：上位法で記載があるため、条例には督促に係る条項を盛り込んでいない。

メンバー：条例制定の趣旨は何か。

担当部課： 条例制定の趣旨は、市の債権の管理に関し統一的な基準を定めることにより、債権管理の適正化を図ることである。

メンバー： 制度の理解促進のために、条例制定に伴う債権の管理フローについて図式化して提示するとわかりやすい。また、適切に運用されるよう逐条は作成したほうがよいのではないか。

担当部課： 適切な運用がされるよう検討する。

○結論

担当課の提案どおりとし、12月にパブリックコメントを実施する。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。